

シンガポール駐在 日本初の自由貿易協定

2002年1月、小泉首相はシンガポールにおいてゴ・チョクトン首相との間で「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」に署名した。JSEPAの中心となるのは貿易の自由化であり、その意味で事実上の二国間自由貿易協定(FTA)といえるが、JSEPAは単にそれだけにとどまるものではなく、サービス、投資、人材育成、中小企業育成といった幅広い分野をも含む。同協定は国会承認、関連国内法案の国会審議などの手続きを経て、今年夏ごろに発効する予定である。

協定の主な内容

JSEPA締結により、農水産物と皮革製品、石油・石化製品の一部を除き、ほとんどすべての品目の関税が撤廃される。シンガポールからの輸入品で無関税の物品の割合は、金額ベースで現在の84%から94%に上がり、両国間貿易の98%以上が無税化されることになる(図表)。また、貿易の円滑化を図るため、①税関手続きの簡素化、②貿易取引文書の電子化とその環境整備、③電気製品と通信機器の適合性検査の相互承認、などについても合意された。

(図表) シンガポールとの貿易無税化

(単位: 億円、%)

	貿易額	WTO 無税譲許		JSEPA 無税譲許	
		貿易額	シェア	貿易額	シェア
日本の輸入	6,637	5,590	84.2	6,227	93.8
日本の輸出	20,943	12,317	58.8	20,943	100.0
合計	27,580	17,907	64.9	27,171	98.5

(注) 1. 貿易額は2000年貿易統計。

2. WTO無税譲許とは、WTO協定上、関税撤廃を約束した品目のこと。00年1月現在の品目表をベースとし、02年4月までのWTO関税撤廃スケジュールを適用。

(資料) 財務省

サービス貿易についても、両国は世界貿易機関(WTO)での約束基準を超えて相互に自由化することで合意、新たに日本が32分野、シンガポールが77分野の自由化を約束した。

さらにJSEPAは投資の自由化もうたい、具体的には相手国投資家にも自国投資家と同じ待遇を与えること(内国民待遇の付与)などが盛り込まれた。投資の自由化は、WTOでもまだ取り上げられていない分野である。貿易に加えてこれからWTOなどで検討されるであろう項目も先取りしているのがJSEPAの大きな特徴の1つでもある。

日本にとっては初の二国間自由貿易協定

従来日本は、WTOルールに基づき多国間の交渉による自由化促進を目指してきた。しかしWTOの新ラウンド開始が遅れるなど、多国間の貿易自由化には多大な調整を要する。そのため地域間関係が深く、経済的利害も一致する国同士で個別に自由化を進める動きが活発化し、1990年代に入り東南アジア諸国連合自由貿易地域(AFTA)、北米自由貿易地域(NAFTA)、メルコスル(南米南部共同市場)などが相次いで発足した外、最近ではシンガポールやメキシコ、チリのように二国間FTAを積極的に進めている国もある。こうしたことから日本も、二国間・地域間FTAはWTOの貿易自由化を補完するものと認識するようになり、今回の協定締結に至った。

JSEPAは、日本がFTAの性格を含む二国間協定を締結する初めてのケースである。今後日本が二国間、あるいは地域間協定締結を検討していく上でモデルケースとなるものでもあり、どのように発展していくかが注目される。

(殖田亮介)